

仙台塩釜港仙台港区運航調整ガイドライン

令和7年3月

仙台塩釜港仙台港区
船舶安全利用委員会

目次

1.	はじめに	1
2.	仙台港区 VTIS センターの業務体制	3
3.	港務通信の呼出応答及び連絡通信の方法	3
4.	船舶・港湾情報の収集と共有	4
5.	運航調整について	9
6.	その他	12

1. はじめに

(1) ポートラジオの導入について

仙台塩釜港仙台港区(以下、仙台港区という。)は、東北の産業を支える国際物流拠点として、コンテナやユニット貨物、完成自動車の輸送を中心とした国際貿易及び国内流通に大きな役割を果たすとともに、製油所、油槽所、発電所等が集積するエネルギー供給拠点、さらには、フェリー定期航路や大型クルーズ船が寄港する人流・交流ならびに観光の拠点として発展してきた。

こうした港湾利用の特徴により、仙台港区には、多種多様な船舶が往来するほか、港勢の拡大とともに入港船隻数も増大しており、掘込式港湾という特性から、単一航路における船舶の輻輳が顕著となっている。

これまでも、仙台港区への入出港にあつては、船舶の運航に関わる各者が緊密に情報共有、連携を図りながら、円滑で安全な運航が確保されてきたところであるが、更なる隻数の増大や船舶の大型化などの動向を踏まえ、情報の一元化やリアルタイムでの動静把握、水域も含めた港湾施設の利用調整などの航行支援が港湾管理者に対して求められている。

仙台港区では、令和6年4月から新たに高砂ふ頭3号岸壁を供用したほか、今後のモーダルシフトや脱炭素化社会の実現に向けて、海上輸送への期待が一層高まっており、今後、仙台港区の利用がさらに増加することを鑑み、港湾施設の円滑かつ適正な利用を図り、以て港内の安全にも寄与することを目的に仙台港区へポートラジオを導入するものである。

(2) ポートラジオの役割と業務内容

仙台港区に導入するポートラジオは、港湾法第2条第5項に基づく「航行補助施設」の港務通信施設として、水域も含めた港湾施設の適正な利用を促し、以て、港内の安全な利用に寄与するため、船舶の運航に関わる各者の協力のもと、船舶の入出港等に関する情報の収集、港務通信による関係者間の意思疎通、水域を含めた港湾施設の利用に関する調整及びそれらに関する情報提供を行う。

(3) 本ガイドラインの位置付けと改善

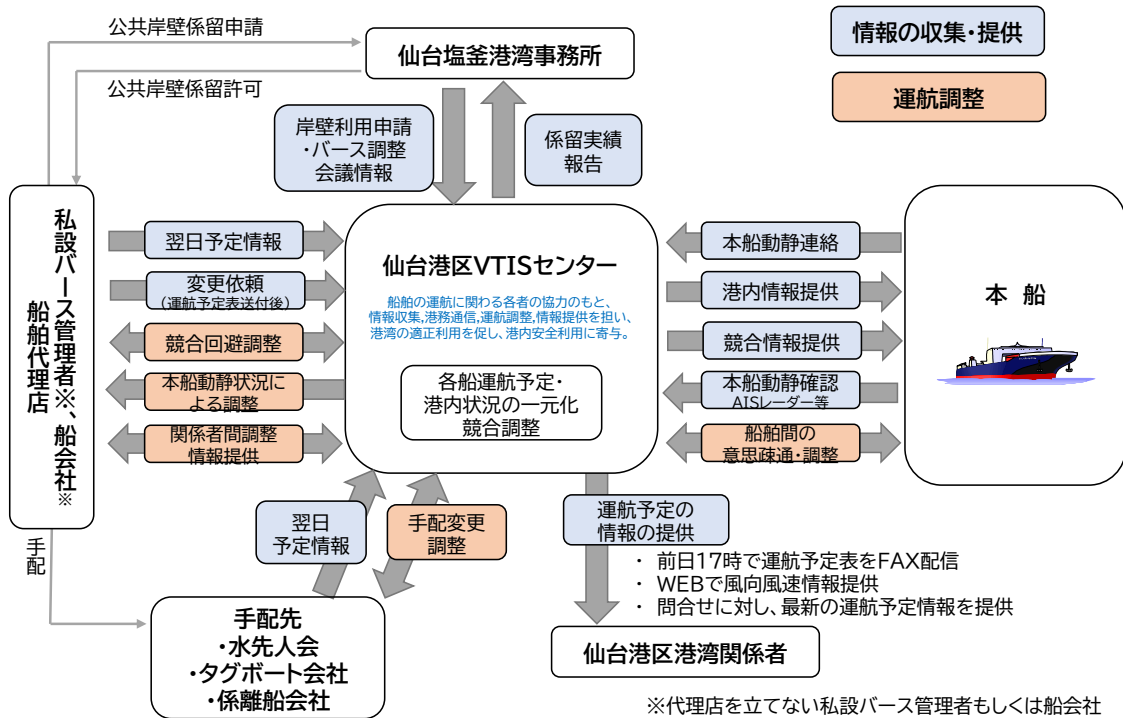
本ガイドラインは、ポートラジオの運用に当たり、「仙台塩釜港仙台港区船舶安全利用基準(以下、安全利用基準という。)」を踏まえ、必要となる情報の種類や収集・提供方法ならびに港湾施設の利用調整(運航調整)の方針等を定めるほか、具体的な調整事例を参考としてとりまとめたものである。

なお、本ガイドラインの記載事項は、今後の運用状況を踏まえ、安全利用基準との調整を図りながら、必要に応じて改善の見直しを行うものである。

(4) 本ガイドラインの対象船舶

仙台港区に入出港する船舶(汽艇等、漁船、プレジャー、水上オートバイを除く)を対象とする。

図1 仙台港区 VTIS センター情報提供と運航調整の概念図



2. 仙台港区 VTIS センターの業務体制

機関： 仙台港区 VTIS センター（以下、VTIS センターという。）

（宮城県仙台市宮城野区蒲生字町105 高砂コンテナターミナル管理棟）

業務実施者：宮城県発注の VTIS センター運営業務の業務委託者（別紙1）

◎連絡先

TEL：022-357-0701

FAX：022-357-0704

E-mail：sendai-vtisc@toyoshingo.co.jp

メールアドレス用 QR



◎港務通信施設（国際 VHF 無線電話）の概要

呼び出し名称：「せんだいポートラジオ」

呼び出し応答チャンネル：16Ch

3. 港務通信の呼出応答及び連絡通信の方法

仙台港区を利用する船舶は、国際VHF無線電話の Ch16 を常時聴取し、VTIS センターからの呼出しに対しては必ず応答すること。また、仙台港区中央航路から3マイル以内の水域においては、港内状況の把握のため必要に応じ Ch11 を聴取することとする。

なお、Ch16 の使用については、呼び出し及び応答のみとし、実際の通信にあたっては、他の通信用チャンネルに切り替えて使用するものとする。

VTIS センターの呼び出し名称	呼出・応答	通信用	備考
せんだいポートラジオ	Ch16	Ch11、Ch12、 Ch14	VTIS センターが行う 港務通信チャンネル

4. 船舶・港湾情報の収集と共有

(1) 運航予定の事前通報

港湾関係者は、原則として運航の前日15時までに、VTIS センターへ、表1の情報を提供すること。なお、定期運航の情報が船会社や船舶代理店（以下、代理店という）等からVTIS センターへあらかじめ提供されている場合、その予定どおりに運航が行われる際にはその内容に関連する情報提供は不要とし、変更があった場合にのみ情報を提供するものとする。

* 情報提供の手段：メール、FAX、電話等

表1 港湾関係者がVTIS センターに提供する情報

港湾関係者	情報の内容
港湾事務所	◎ 公共岸壁の利用状況（バース調整会議の結果含む） ◎ 船舶概要情報（保安情報） ・ その他、港湾施設等の状況（必要に応じて）
・ 船舶代理店 ・ 私設バース管理者(*) ・ 船会社(*)	◎ 船舶名、コールサイン、G/T、LOA、岸壁名、着舷側 ◎ 入出港・シフト予定時刻 （沖防波堤到着予定／離岸予定／岸壁間シフト予定／錨地から港内・岸壁へのシフト予定） ◎ 運航支援者への手配情報（水先人タグボート係離船作業） ◎ 船舶の運航に関わる情報（早着時対応等） ・ 荷物（種類、揚積、数量） ・ 補油情報 ・ 予定喫水 ・ クルーリスト（必要に応じて）
仙台湾水先区水先人会	◎ 要請された船舶名、岸壁名 ◎ 乗船時刻
タグボート会社	◎ 要請された船舶名、時刻、タグボート名等
係離船会社	◎ 係離船作業を行う船舶名、時刻等
補油船会社	◎ 作業実施船舶名、補油開始・終了予定時刻等
その他（工事関係者等）	・ 航行の安全に関する情報

◎ 情報提供必須項目、

(*) 入出港船舶に代理店を立てずにバースを供用する私設バース管理者もしくは船会社

(2) VTIS センターによる運航予定情報の整理と競合回避調整

VTIS センターは、各港湾関係者から表1に基づく情報提供により翌日の運航予定情報の集約後、水域利用の競合及び各関係者からの情報に相違ある場合には必要に応じて代理店等と調整を行う。なお、手続きの流れについては、図2のとおり。

(3) 運航予定の変更通報

① 代理店等からの変更通報

代理店は、(2)に基づくVTIS センターによる調整後（運航予定表送付後）、船舶の入出港時刻に変更があった場合は、速やかにVTIS センターへ変更通報を行うもの

とする。

② 本船の動静確認情報による変更

VTIS センターは、本船との通信及び AIS、レーダー等の動静把握ツールによって本船の動静を確認する。その結果、本船の運航が予定時刻と相違することが明らかとなった場合は、その旨を代理店等に通報し、その対応について調整を行う。なお、その調整結果は本船に対してもリアルタイムで通知する。

③ 代理店から変更を受けた時の連絡(翌日の運航予定表送付後)

VTIS センターは、変更情報に基づき手配先(水先人会、タグボート会社、係離船会社)へ変更連絡を行い、その結果を代理店等に通報するものとする。

(4) 当日における本船の動静等

仙台港区に入出港する船舶は、国際 VHF 無線電話(装備されていない船舶は船舶電話、携帯電話)で、VTIS センターに表2の要領により入出港通報を行うものとする。

(5) 関係者との情報共有

VTIS センターは、以下に基づき港湾関係者と情報を共有する。

○ 運航前日

情報集約後にメールまたは FAX、WEB により翌日の運航予定を 17 時頃に情報提供

○ 運航当日

リアルタイムな情報について、WEB や電話応答により情報提供

表2 動静連絡のタイミングと情報内容

区 分		通報時期	本船からの 通報事項	VTIS センターからの情 報提供等
入港／シフト (錨地から港内及び港内錨泊地からバース間)	入港前 通報	・入港 3 時間前 * 上記の他、必要に 応じ適宜通報すること	・沖防波堤到着予定時刻 ・錨地到着予定時刻 ・パイロットステーション到着予定 時刻 ・入港時の予定喫水 ・その他必要な事項 ・保安指標	・バース指定 ・バース情報 ・運航調整情報 ・競合他船情報(行き会 い含む) ・水先人/タグボート/綱 取手配情報 ・錨地情報(投錨船) ・港内情報 ・気象情報等 ・Ch11 聴取依頼
		・到着時刻等通報 (内容の変更時)	・同上(正確な到着時刻)	・バース情報 ・水先人/タグボート/綱 取手配情報 ・運航調整情報 ・競合他船情報(行き会 い含む)
	投錨通報 (錨泊時)	・投錨終了時	・投錨時刻 ・投錨位置 ・抜錨予定時刻	・バース情報 ・入港時の水先人/ タグボート/綱取手配 情報
	抜錨通報 (港内へシ フト時及び 港外へ航行 開始時)	・抜錨開始時	・抜錨完了予定時刻 ・沖防波堤到着予定時刻	・バース情報 ・タグボート/綱取手配 情報 ・運航調整情報 ・競合他船情報(行き会 い含む)
	着岸通報	・着岸時	・着岸時刻※1 ・アンカー状況※2	・離岸前通報を要請
出港／シフト (港内間)	出港前 通報	・離岸 30 分前	・離岸予定時刻 ・出港時の予定喫水 ・その他必要な事項	・運航調整情報 ・競合他船情報(行き会 い含む)
		・シングルアップ時※3	・シングルアップ通報	・運航調整情報 ・競合他船情報(行き会 い含む) ・離岸タイミング (VTIS センターの確認を 受けるまでは係留索を 放さない)

* 水先人、タグボートを要請しない船舶はそれに関連する項目の通報は不要とする。

※1 外航船を対象とし、内航船は任意通報とする

※2 投錨着岸をする場合のみ該当する

※3 内航船は全係留索を放す前(オールライン・レッコ前)の通報に代えることができる

図2 運航前日の船舶・港湾情報の集約

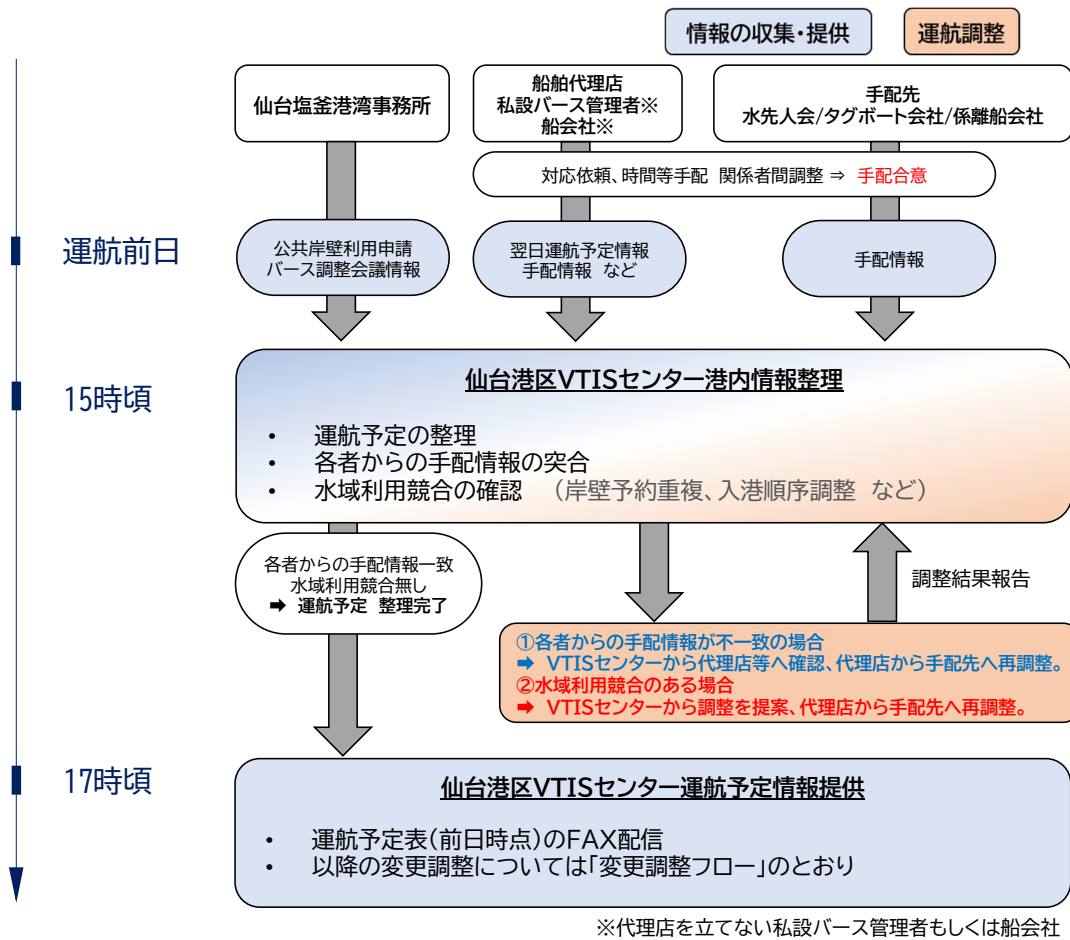
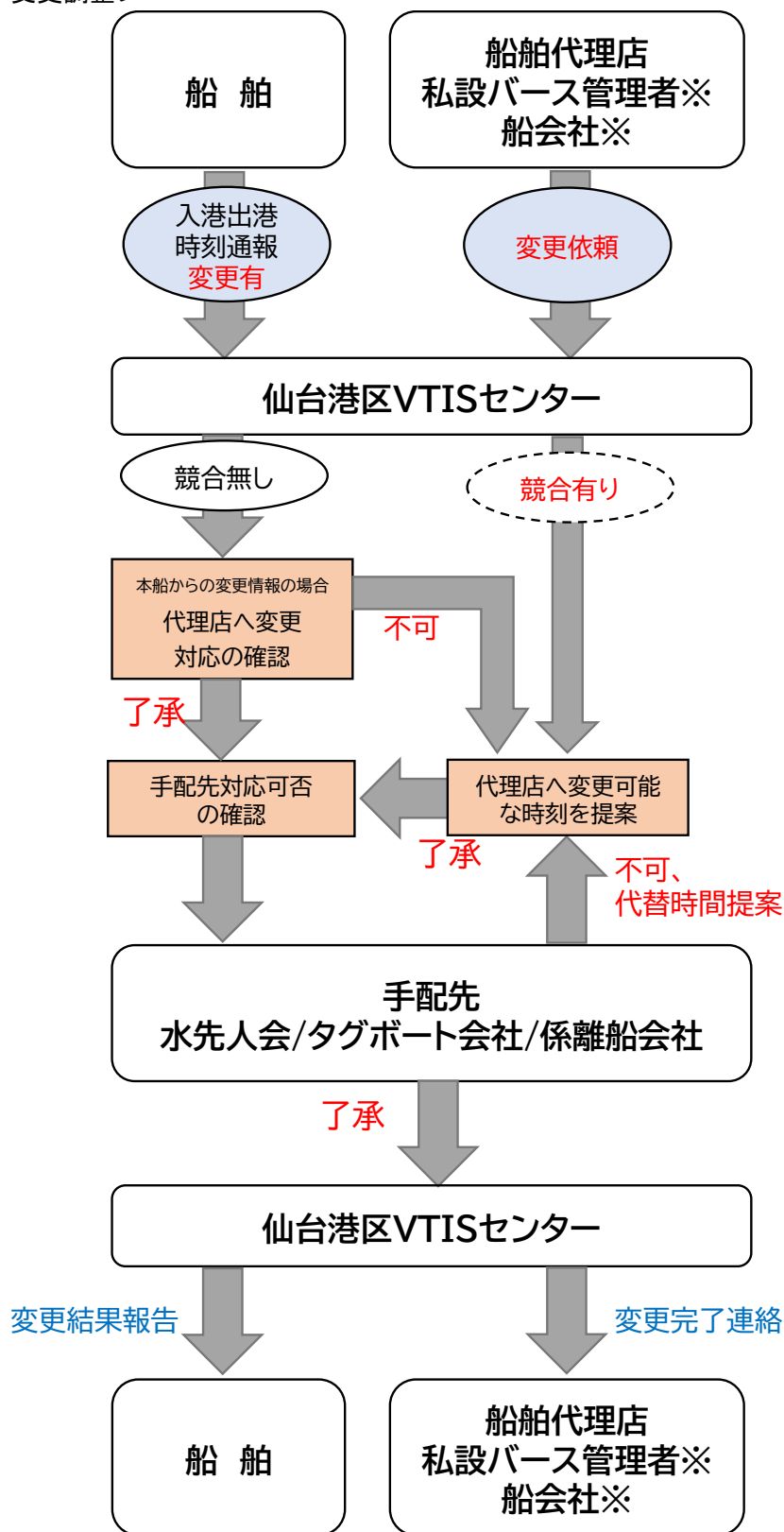


図3 変更調整フロー



※代理店を立てない私設バース管理者もしくは船会社

5. 運航調整について

VTIS センターは、「4. 船舶・港湾情報の収集と共有」において収集、一元化した情報を基に、入出港する全ての船舶に対し、港内状況や他船動静等の情報提供を行うとともに、航路内での行き会いや同時刻離着岸などの水域利用が重複（以下、競合という）する際には、本項の考えに基づいて競合回避に向けた航行順序の調整や水域利用調整などの運航調整を行う。

（1）運航調整対象範囲

- 1) 運航調整対象範囲は、原則として沖防波堤内側の全ての範囲とする（図4のオレンジ着色の水域）。
- 2) 運航調整対象範囲のうち入出港船舶の行き会いを調整する「行き会い調整エリア」は沖防波堤東端から北防波堤南端までの中央航路とする（図4の赤囲みの水域）。
- 3) 行き会い調整エリア入口（沖防波堤）付近での入港船同士の競合を避けるため、必要に応じ運航調整対象範囲外での調整を行う場合もある。



図4 運航調整対象範囲

（2）本項における対象船舶の定義

① 運航調整全般に係るもの

- 1) 大型船舶：総トン数 5,000G/T以上（または全長(LOA)120メートル以上）の船舶
- 2) 油送船(*)：原油油送船、液化ガス油送船、可燃性物質積載タンカー船

(*) 原油、液化石油ガス、硫黄等の可燃性物質若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏 23 度未満の液体を積載しているもの、又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後、ガス検知を行い、火災若しくは爆発の恐れのないことを船長が確認していないものをいう。

② 行き会い調整に係るもの

- 1) 行き会い調整対象船舶: 5.(6)項に定める行き会い目安の計算式を満足しない船舶、または 1,000G/T 以上の油送船及びそれと行き会う可能性のある 500G/T 以上の船舶
- 2) 行き会い船舶: 5.(6)項に定める行き会い目安の計算式を満足する船舶

(3) 運航調整の基本方針

- 1) 仙台港区内の水域を利用する関係者は、船舶の航行安全と水域の効率利用、環境保全を共通認識として確認し、相互に協力し合う。
- 2) 本ガイドラインに定めたルールに基づく船舶の運航調整については港湾管理者（＝VTIS センター）が行うものとし関係船舶はこれを尊重して航行するものとする。
- 3) VTIS センターは、水域利用が競合する際には、次の調整順位に基づき運航調整を行うものとする。また、同一順位の船舶が競合する場合は、岸壁の位置関係から判断する。ただし、港長が津波に関する勧告を発出した場合は「仙台塩釜港津波、台風等対策実施要領」の順位によるものとする。

基本的な調整順位の考え方

- I 客船・フェリー
- II 水先人の支援を受ける大型油送船
- III 水先人の支援を受ける大型船舶
高度な操縦性能の大型定期船(最新の大型スラスター装備等)
- IV 操縦性能が低下する大型船舶及び潮汐等の外力の影響を受ける船舶
- V その他の船舶

- (参考) 仙台塩釜港津波、台風等対策実施要領
津波に関する勧告が発出された場合の優先順位
- I 旅客が現に乗船している旅客船
 - II 危険物を積載している船舶
 - III その他の船舶

4) 行き会い調整エリアを航行する船舶について、以下のとおり調整する。

① 入港船

- ・ 調整順位(5.(3)項)に従った順序で入域させ、調整順位が同一の船舶については、奥のバースから順に入域するものとする。

② 出港船

- ・ 調整順位(5.(3)項)に従った順序で離岸させ、調整順位が同一の船舶においては、調整エリアに近いバースから離岸するものとする。

- ・ 本船の出港時刻が予定時刻より 15 分以上の差が生じる場合で、他船の予定時刻と競合する際には、VTIS センターは時刻の変更が生じたものと判断し、変更が生じた船舶の予定時刻を調整する。

③ 追越し船舶

- ・ 行き会い調整エリアにおける追越しは、追越される船舶に追越しの協力動作を確認した場合に限り、追越しを行い、VTIS センターは必要に応じて各船間の意思疎通を図る。

(4) 運航調整における重点項目

- ◎ VTIS センターは本ガイドラインに基づき、以下を重点項目として運航調整を図る。具体的な調整の内容については別紙「運航調整(利用調整)の具体例」を参照するものとする。

- ① 運航調整対象範囲内(図4)での衝突防止
- ② 行き会い調整エリアにおける全船舶の行き会い情報の提供
- ③ 行き会い調整エリアにおける行き会い調整対象船舶の行き会い回避
- ④ 大型船舶利用岸壁における他船との競合回避
- ⑤ 同一岸壁における入れ替え時の競合回避
- ⑥ 隣接岸壁への同時刻入出港時の競合回避
- ⑦ 同時刻離岸による競合回避
- ⑧ 中野地区及び栄地区(北航路)の合流部における競合回避

- (5) 運航時刻に変更があった場合は、変更によって既に運航計画が立てられている他船と競合しないよう、変更が生じた船舶の予定を調整するものとする。

- (6) 行き会い調整対象の判断については、次の条件式により判断し、50m未満の船舶に対しても適用し、この式に基づいて行き会い目安を参考に整理したものを表3に示す。
 なお、油送船(1,000G/T以上)が行き会い調整エリアを航行する場合は、この計算式を適用せずに500G/T以上の全船舶の行き会い回避調整をする。

行き会い目安の計算式 $\ell \geq 800 - 3 \times L$ (船舶長は $L \geq \ell$)

表3 行き会い可能な船舶の全長の目安

航路幅 : 行き会い調整エリア 400m

行き会い船舶の全長L (大きい方)(m)	行き会い船舶の全長 ℓ (小さい方)(m)
$L \leq 200$	$\ell < 200$
$200 < L \leq 210$	$\ell \leq 170$
$210 < L \leq 220$	$\ell \leq 140$
$220 < L \leq 230$	$\ell \leq 110$
$230 < L \leq 240$	$\ell \leq 80$
$240 < L \leq 250$	$\ell \leq 50$

- (7) 下記の条件による場合は、その指示に従うものとする。
- ① 仙台塩釜港長又は宮城県仙台塩釜港湾事務所長からの特別な指示があった時
 - ② 代理店等関係者全ての合意を得られ、代理店からその指示があった時
- (8) 本ガイドラインに定めたルールは、港則法、海上衝突予防法を超越するものではない。

6. その他

(参考)現在、別途定めているものは以下のとおり。

- ・ 仙台塩釜港(仙台港区)大型旅客船入出港要領

別紙1. 業務実施者

「ガイドライン本編 2. VTIS センターの業務体制」に示す業務実施者は、宮城県発注の VTIS センター運営業務受託者の「株式会社 東洋信号通信社」をいう。

別紙2. 運航調整(水域利用調整)の具体例

目次

別紙2. 運航調整(水域利用調整)の具体例	14
1. 運航調整の概念	15
2. 運航調整(水域利用調整)の具体例	15
(1) 行き会い調整エリアにおける行き会い調整対象船舶の行き会い回避	15
(2) 大型船舶利用岸壁における他船との競合回避	15
(3) 同一岸壁における入れ替え時の競合回避	17
(4) 隣接岸壁への同時刻入出港の競合回避	18
(5) 同時刻離岸による競合回避	18
(6) 中野地区及び栄地区(北航路)の合流部における競合回避	18
(7) 栄地区(北航路)内に入出港する船舶の運航調整	19

1. 運航調整の概念

VTIS センターは、ガイドライン本編(以下、本編という)表2に沿い、通信開始時からリアルタイムに本船動静を把握し、「本編 5. (4)項 運航調整における重点項目」について、本編 5. (3)項の運航調整の基本方針に基づき、関係する船舶の運航調整を行う。

2. 運航調整(水域利用調整)の具体例

以下に示す具体例は、運航当日に VTIS センターから本船に対して行う情報提供と運航調整を円滑に行うため、あらかじめ想定される個別事象に対して具体的な調整方法例示するものである。なお、本項に例示のない事象については、VTIS センターの運用状況を踏まえ、追加するものとする。

(1) 行き会い調整エリアにおける行き会い調整対象船舶の行き会い回避

- 1) 原則、行き会い調整エリア入口到着時刻の順位で入域させ、同時刻の場合は調整順位(本編 5. (3)項)に従った順位で入域するように調整するものとする。
- 2) 同時刻、同順位で競合する場合は、原則、出港船を優先として調整する。
- 3) ただし、行き会い調整対象船舶相互の合意が得られた場合は原則によらず、船舶相互の合意順位によるものとする。
- 4) 行き会い調整対象船舶の入出港の航行順序の調整は以下の方針で行う。
 - ・入港船の航行順序を調整する場合: 出港する行き会い対象船舶(出港船)が行き会い調整エリアを出域してから、入港船は行き会い調整エリアに入域するものとする。
 - ・出港船の航行順序を調整する場合: 入港する行き会い対象船舶(入港船)が行き会い調整エリアを出域してから、出港船は離岸するものとする。ただし、全長 200m 未満の出港船は離岸後、入港する行き会い対象船舶の操船に支障を与えない安全な水域で待機することができる。

(2) 大型船舶(総トン数 5,000G/T以上もしくは LOA120m以上)利用岸壁における他船との競合回避

◎ 大型船舶の離着岸時に関する事項について、以下の考えに基づき、関係する船舶の競合回避に向けた運航調整をする。なお、大型船舶以外が利用する場合のルールは「2. (4)②大型船舶同士以外の競合」による。

① 大型船舶が ENEOS 第一棧橋、ENEOS・東北電力共同棧橋を利用する場合

- 1) 大型船舶入港時
 - ・栄地区(北航路)に入港する他の船舶は、大型船舶が行き会い調整エリアを出域後、その左舷側に十分な距離を設け大型船舶の操船に支障を与えないよう、可能な限り、高松ふ頭寄りから北上することとする。

- ・ 栄地区（北航路）からの出港船は、可能な限り、高松ふ頭寄りに沿って南下し、出港することとする。

2) 大型船舶離岸時

- ・ 大型船舶が回頭する場合、他の入出港船は、大型船舶と十分な距離を設け、その回頭を妨げないこととする。
- ・ 大型船舶と他の出港船が行き会い調整エリアへの入域が競合する場合は、原則として、優先順位に従って入域するものとする。ただし、競合船同士の合意が得られた場合はこの限りではない。

② 大型船舶が高松ふ頭、中野ふ頭を利用する場合

1) 大型船舶入港時

ア. 大型船舶が回頭して着岸する場合（出船着岸船）

- ・ 中野地区に入港する他の船舶は、大型船舶が回頭を終え着岸態勢が整ってから大型船舶の船横を航過するように調整する。なお、航過する場合は船間相互影響を与えないよう速度に注意することとする。

イ. 大型船舶が回頭しないで着岸する場合（入船着岸船）

- ・ 中野地区に入港する他の船舶は、大型船舶の着岸態勢が整ってから大型船舶の船横を航過するように調整する。なお、航過する場合は船間相互影響を与えないよう速度に注意することとする。

ウ. 他の船舶が中野地区から出港する場合

(a) 大型船舶の岸壁より西側から出港する船舶

- ・ 大型船舶の着岸態勢が整ってから大型船舶の船横を航過するように調整する。なお、航過する場合は船間相互影響を与えないよう速度に注意すること。

(b) 大型船舶の岸壁より東側から出港する船舶

- ・ 大型船舶が自船横を航過してから離岸するように調整する。

2) 大型船舶離岸時

ア. 大型船舶が離岸して、その岸壁前面付近で回頭する場合（入船着岸船）

- ・ 中野地区に着岸・離岸する他の船舶は、大型船舶が回頭を終え、運航態勢が整ってから、大型船舶の船横を航過するように調整する。

イ. 大型船舶が離岸して高松ふ頭東側水域で回頭する場合

- ・ 中野地区に着岸・離岸する他の船舶は、大型船舶の回頭を妨げないよう、回頭中の大型船舶と十分な距離を設けて航行することとする。
- ・ 栄地区（北航路）から出港する船舶は、回頭中の大型船舶の北側を十分な距離を設けて行き会い調整エリアに入域できることを確認したうえで、離岸することとする。

③ 大型船舶が高砂ふ頭・向洋ふ頭を利用する場合

1) 大型船舶入港時

ア. 大型船舶が回頭して着岸する場合（出船着岸）

- ・ 中野地区に着岸・離岸する他の船舶は、大型船舶が回頭を終え着岸態勢

が整ってから、その船横を航過するように調整する。

- ・大型船舶の岸壁より西側に位置する他の出港船は、大型船舶が回頭を終え着岸態勢が整ってから離岸するように調整する。また、大型船舶着岸する岸壁より東側に位置する出港船は、大型船舶が自船横を航過後、離岸するように調整する。

イ. 大型船舶が回頭しないで着岸する場合（入船着岸）

- ・中野地区に着岸・離岸する他の船舶は、大型船舶の着岸態勢が整ってから、その船横を航過するように調整する。

ウ. 栄地区（北航路）から出港する船舶の場合

- ・大型船舶の北側を十分な距離を設けて行き会い調整エリアに入域できることを確認したうえで、離岸することとする。

2) 大型船舶離岸時

- ・大型船舶が離岸して回頭する場合、中野地区に着岸・離岸する他の船舶は、大型船舶が回頭を終え、運航態勢が整ってから、大型船舶の船横を航過するように調整する。なお、航過する場合は船間相互影響を与えないよう速度に注意すること。
- ・他の出港船については、大型船舶と調整エリアへの入域が競合しないよう、原則として調整順位に基づき調整する。ただし、大型船舶の合意が得られた場合は、この限りではない。

(3) 同一岸壁における入れ替え時の競合回避

① 大型船舶同士の入れ替え

1) 行き会い調整エリア内での行き会い不可船舶

- ・入港船は、出港船が行き会い調整エリアを出域することを確認し、行き会い調整エリアに入域することとする。ただし、栄地区（北航路）を利用する船舶についてはこの限りではない。

2) その他の船舶（行き会い調整エリア内での行き会い可能な船舶）

- ・入港船は、出港船の運航態勢が整うまで、安全な水域で待機するように調整する。ただし、中野地区における同一岸壁の場合は、出港船が中野地区を出域後、入港船は同地区に入域することができるものとする。

② 大型船舶同士以外の入れ替え

出港船が離岸し、運航態勢が整うまで入港船は出港船と行き会わないように調整する。

(4) 隣接岸壁への同時刻入出港の競合回避

◎ 出港船を優先し、入港船を調整する。

① 大型船舶同士の競合

1) 行き会い調整エリア内での行き会い不可船舶

- ・ 入港船は、出港船が行き会い調整エリアを出域することを確認し、調整エリアに入域するように調整する。

ただし、栄地区(北航路)を利用する船舶についてはこの限りではない。

2) その他の大型船舶(行き会い調整エリア内での行き会い可能な船舶)

ア. ENEOS 第一棧橋、ENEOS・東北電力共同棧橋の隣接岸壁の場合

- ・ 出港船が既に離岸を始めている場合、行き会い調整エリアを出域した入港船は出港船と安全に行き会えるよう、出港船の運航態勢が整ってから出港船の船横を航過するように調整する。

イ. 中野地区の隣接岸壁の場合

- ・ 出港船が離岸後に回頭する場合(入船付け)、回頭を終え運航態勢が整ってから、入港船は中野地区に入域するように調整する。
- ・ 出港船が回頭しない場合(出船付け)、出港船が離岸し、運航態勢が整ってから、入港船は中野地区に入域するよう調整する。

② 大型船舶同士以外の競合

- ・ 出港船が離岸し、運航態勢が整ってから、入港船は出港船と行き会うように調整する。

(5) 同時刻離岸による競合回避

① 中野地区内の同時刻離岸の場合

- ・ 原則、調整順位に従って離岸するものとする。ただし、同一順位の場合は、中央航路に近い岸壁から離岸するものとする。ただし、代理店(私設バース管理者を含む)間であらかじめ順位が調整され、VTIS センターに通報が入っている場合は、この限りではない。

② 中野地区以外 栄地区(北航路)内の同時刻離岸の場合

- ・ 原則、代理店(私設バース管理者を含む)間の合意による順位によるものとする。

③ ①②地区、並びにその他の地区から同時刻離岸の場合

- ・ 上記の他、本船からの出港前通報(本編 表2)を基に、競合回避のための運航調整をリアルタイムで行うものとする。

(6) 中野地区及び栄地区(北航路)の合流部における競合回避

中野地区及び栄地区(北航路)から出港する船舶が、中央航路への入域で競合する場合は、原則として、中野地区からの出港船を優先させる。ただし、相手船が油送船の場合は、原則として油送船を優先するものとする。また、競合船相互の合意があった場合は原則によらない場合もある。

(7) 栄地区(北航路)内に入出港する船舶の運航調整

① 基本的な運航調整

- ・ 栄地区(北航路)内における全ての船舶の行き会いを防止する。
- ・ 内航/外航船の入港出港時間が同時刻の場合は、外航船を優先する。
- ・ 栄地区(北航路)外側の運航調整は、(4)①1)、(5)②の「栄地区(北航路)」に関するルールを適用する。

② 具体的な運航調整(内航船に適用)

◎栄地区(北航路)内の調整は、原則、VTIS センターに通報が入っている代理店同士の合意事項を尊重するものとする。

1) 入港が競合する場合

- ・ 原則として、北側に位置するバースに着岸する船舶から入港するように調整する。この場合、可能な限り行き会調整エリアへの入域を調整するものとする。
- ・ 北航路の入域調整で他船への影響(滞留等)が予想される場合は、「本編 図4 運航調整対象範囲」のうち行き会調整エリアを出域後、安全な水域で待機するなど調整する。

2) 出港が競合する場合

- ・ 原則として、南側に位置するバースの船舶から離岸するように調整する。
- ・ ただし、競合船舶相互の合意が得られた場合は、この限りではない。

3) 入港船と出港船が競合する場合

- ・ 出港船が栄地区(北航路)を出域後、入港船は入域するように調整する。
- ・ ただし、入港船が荷役の都合等で早着が必要となった場合は、あらかじめ当該船を出港船のバースより北側まで入域し、出港船が離岸後に、安全を確認して着岸するものとする。